

## 保育所型認定こども園 丸の内こども園 運営規程

### (名称等)

第1条 社会福祉法人みそら会が運営する保育所型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 丸の内こども園
- (2) 所在地 大分県日田市丸の内町 7-25

### (目的)

第2条 丸の内こども園（以下「当園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

### (利用定員)

第3条 当園の利用定員は、子ども子育て支援法（以下、「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第1号の子ども（以下「1号認定こども」という。） 15人
- (2) 法第19条第1項第2号の子ども（以下「2号認定こども」という。） 47人
- (3) 法第19条第1項第3号の子ども（以下「3号認定こども」という。）のうち、満1歳以上の子ども 34人
- (4) 3号認定の子どものうち満1歳未満の子ども 9人

### (理念及び目標並びに運営方針)

第4条 当園は「幸福な社会人となる基礎を築く」を基本理念とし、保育・教育目標を、次のとおり定める。

- (1) いきいきと遊ぶ子
- (2) 思いやりのある子
- (3) 環境に働きかける子
- (4) 自分の気持ちや考えを伝えられる子
- (5) 創りだす子
- (6) 感謝する子

2 運営方針は、第1項の第1号から第6号までの目標を達成するために次のとおりとする。

- (1) 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的習慣を養い、身体の諸機能の調和的発達を図る。
- (2) 集団生活の中で子どもたちが自己発揮できるように総合的に保育・教育を行う。
- (3) 子ども一人ひとりの特性と発達の課題に配慮し、子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構築し、豊かな遊びを通して総合的な保育・教育を行う。
- (4) 異年齢の子どもとの関わりの中でお互いに育ち合う保育・教育を行う。
- (5) 野菜の栽培、収穫を通して食物の命に気付かせ、命の大切さや食べ物と体の関係に興味を持たせるために食育と通して総合的な保育・教育を行う。
- (6) 地域における保育・教育活動を実践するため、地域の人材や社会資源の活用を図りながら、保護者が子育てを自ら実践する力の向上の支援、及び地域の子育て家庭に対する支援を行う。
- (7) 日田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年日田市条例第34号）のほか子ども子育て支援法その他関係法令を遵守し施設の運営を行うものとする。

（教育・保育の内容）

第5条 当園は、保育指針に基づき、以下に掲げる教育・保育及びその他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育 第8条に規定する時間において、教育・保育を提供する。
- (2) 食事の提供
- (3) その他教育・保育に係る行事等
- (4) 一時預かり事業、時間外保育の実施

（職員の職種、員数及び職務内容）

第6条 職員の職種、員数及び職務内容は、「別表1」のとおりとする。

（教育・保育の提供を行う日）

第7条 教育・保育を行う日は、次のとおりとする。

- (1) 1号認定子ども  
ア 学期

- ①1 学期 4 月 1 日から 7 月 31 日
- ②2 学期 8 月 1 日から 12 月 31 日
- ③3 月期 1 月 1 日から 3 月 31 日

イ 休園日

- ①土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日
- ②学年始休業日（4 月 1 日から 4 月 7 日）
- ③夏季休業日（8 月 1 日から 8 月 31 日）
- ④冬季休業日（12 月 29 日から 1 月 3 日）
- ⑤その他市が定める日

(2) 2 号認定子ども及び 3 号認定子ども

月曜日から土曜日までとする。但し、国民の休日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除く。

（教育・保育等の提供を行う時間）

第 8 条 教育・保育等の提供を行う時間は、次のとおりとする。

- (1) 教育標準時間認定に係る教育・保育時間は 9 時 30 分から 14 時 30 分とする。但し、7 時 30 分から 18 時 30 分までの範囲内で一時預かりを行う。
- (2) 保育標準時間認定に係る教育・保育時間は 7 時 30 分から 18 時 30 分までの間で保護者が保育を必要とする時間とする。但し、19 時 00 分までの範囲内で必要に応じ時間外保育を行う。
- (3) 保育短時間認定に係る教育・保育時間は 7 時 30 分から 18 時 30 分までの間で保護者が保育を必要とする 8 時間とする。但し、19 時 00 分までの範囲内で必要に応じ時間外保育を行う。

（利用者負担その他の費用の種類）

第 9 条 園長は、特定教育・保育の提供した際は、支給認定保護者から保育料の自己負担分の支払いを受けるものとする。

2 園長は、特定教育・保育等に伴う「別表 2」の実費の支払いを受けるものとする。

3 園長は、一時預かり、時間外保育を利用する児童の保護者から「別表 3」に掲げる費用について代理受領する。

（入園）

第10条 当園に入園する1号認定子どもに該当する児童の保護者は、入園申込書を園長に提出する。園長は、入園申込書により審査し、入園の内示・決定を行い、その結果を児童の保護者に通知する。

2 利用定員を超過した場合は、抽選により入園者を決定する。

(退園)

第11条 2.3号認定のこどもの利用期間の途中で退園を希望する保護者は、原則として退園希望日の1か月前までに園長に退園届を提出するものとする。園長は、退園届が提出された場合は速やかに市にその旨を報告しなければならない。

(転園)

第12条 2.3号認定のこどもが、保護者の転居その他の事由により、他の教育・保育施設等への転園を希望する保護者は1か月前までに園長に転園届を提出するものとする。園長は、転園届が提出された場合は速やかに市にその旨を報告しなければならない。

(休園)

第13条 1号認定子どもについて、病気その他の理由により休園を希望する保護者は、園長に申し出るものとする。

(卒園)

第14条 当園は、利用児童が小学校に就学したときは、教育・保育の提供を終了するものとする。

(緊急時における対応方法)

第15条 当園の職員は、教育・保育の提供を行っているときに、利用児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用児童の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、利用児童の保護者及び市に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

- 4 利用児童に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 16 条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、月 1 回以上の避難訓練及び消火訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 17 条 当園は、利用児童の人権擁護及び虐待の防止を図るため、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 18 条 この規程に変更が出た場合は、速やかに改正するものとする。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

但し、令和 2 年度の夏季休業日は 8 月 8 日から 8 月 24 日までとする。(小学校の夏期休業に合わせる＝コロナによる改正)